

○第2期川口市地域福祉計画の重点取組の総括

第2期川口市地域福祉計画において重点施策として掲げていた7つの取組について以下のとおり進めました。

基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

取組方針	(1)多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」
【総括】	
<p>近年、壮年のひきこもりと老親が社会から孤立する「8050問題」や「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでいます。このような、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題については、相談者や世帯が抱える複合的な悩みを総合的に受け止め、円滑に相談できる体制の整備が必要です。そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めました。</p>	
【評価】 A	
【評価の根拠となる取組実績】	
◇福祉総務課内に福祉相談支援担当の設置	
令和4年4月から、複雑化、複合化するニーズに対応できる包括的な支援体制の整備を進める部署を福祉部に設置した。	
◇重層的支援体制整備への移行準備事業の開始	
令和4年度、重層的支援体制整備事業の実施に向けての移行準備事業を開始し、「庁内連携体制の構築等の取組」「多機関協働の取組」を実施し、それに加えて、令和5年度から「参加支援の取組」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組」を実施している。	
・庁内連携体制の構築等の取組については、令和2年3月に設置した包括的な支援体制検討会議及び包括的な支援体制検討会議専門部会を通して、庁内の包括的な支援体制の構築に向けた具体的な取組内容に関する意見交換や事例検討を行っている。	
検討会議の開催（4回：令和4年4月、10月、令和5年3月、5月）	
専門部会の開催（6回：令和4年5月、8月、11月、令和5年3月、5月、8月）	
・多機関協働の取組については、川口市社会福祉協議会に委託し、支援関係機関から複雑化、複合化した事例の相談を受け、事例の課題整理、役割分担、支援プランのモニタリング等を行った。	

相談事例 66 件、主催した支援会議 30 回、重層的支援会議 2 回（令和 5 年 3 月 31 日現在）

◇研修の開催

包括的相談支援事業の実施に向けて（属性や世代を問わない「断らない相談支援」）、市内の相談支援事業所向け及び庁内関係課に対して、研修会を開催した。

- ・市内相談支援事業所向け（4 回：令和 4 年 6 月、11 月、令和 5 年 3 月、8 月）
- ・庁内関係課向け（関係課ごと全 6 回：令和 4 年 8 月、9 月）

◇関係部署が主催する協議体への参加

包括的な支援体制についての啓発、各関係機関との顔の見える関係づくり、地域課題の抽出などを目的に、各分野の主催する協議体へ参加した。

- ・協議体への参加 64 回（介護、障害、子ども、成年後見、民生児童委員、自殺など）

【今後の課題】

・相談事例において、支援対象者が長期のひきこもり状態にあるなど、自ら支援を求めることが困難なケースが多くを占めていることから、早期に市内全域を対象にアウトリーチによる訪問支援を定期的に行い、支援対象者と信頼関係を築いていくことが課題となっている。

・保健福祉分野のみならず、町会や自治会、学校の教員やスクールソーシャルワーカー等、様々な関係者からの情報も含め、広く支援対象者を把握するとともに、これらの関係者が支える側としても十分にその能力を発揮できるような仕組みを構築していくことが課題となっている。

取組方針 (2)「地域コミュニティの創造・強化」
個別方針 ⑤地域福祉実践体制の強化
実施取組 「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」

【総括】

地域の実情に通じ、住民と福祉サービスを結ぶ役割を持ち、また地域住民の相談相手となる民生委員・児童委員は、虐待の防止や地域の見守り活動など様々な場面で活動が期待されています。一方、その職責の重要性に対し、活動の負担が大きいこと、原則無報酬の活動であることや、住民の地域への帰属意識が希薄化していることなどから、なり手不足が社会問題化しています。

民生委員・児童委員の定員充足率は、地域コミュニティが地域福祉を実施するための基礎体力とも言える喫緊の課題であることから、候補者の推薦母体となる町会・自治会に対し、欠員が出ている地域を中心に推薦を再度依頼するとともに、民生委員・児童委員のPRを行いました。

また、なり手不足の要因のひとつである負担軽減策の導入についても、他市の事例を参考に検討を進めました。

【評価】 C

【評価の根拠となる取組実績】

◇民生委員・児童委員の充足率について

令和4年12月に3年に1度の一斉改選が行われ、598名が委嘱された。令和元年12月の一斉改選時と比較して充足率は1.6%向上したが、以前として欠員が出ている状況である。引き続き欠員のある町会・自治会に対し候補者の選出及び推薦を依頼し、追加委嘱による充足率向上に努めていく。

◇民生委員・児童委員の負担軽減

令和元年12月から「民生委員協力員」制度を導入した。この制度は民生委員・児童委員1人につき、1人の協力員を設置し、民生委員活動の補佐・協力をすることで負担軽減を図るものとなっている。令和5年9月1日時点で49名が委嘱されている。

◇一般募集について

令和4年8月から民生委員活動に意欲のある方が自ら応募することができる「一般募集」を開始した。応募があった後、書類審査及び面談を行い、その結果により候補者として国へ推薦を行うものである。令和4年12月の一斉改選では4名を候補者として推薦し、委嘱された。

【今後の課題】

民生委員・児童委員の活動負担が大きいこと、原則無報酬の活動であることや、住民の地域への帰属意識が希薄化していることなどから、なり手不足が問題である。本市においても定員に達していないため、定員充足率を向上が課題である。

取組方針	(4)地域の見守り活動の推進
個別方針	①地域ぐるみの防災・防犯の取組
実施取組	ア「福祉避難所の整備」 イ「民間福祉施設との避難協定の締結推進」

【総括】

福祉避難所とは、川口市地域防災計画に定められた避難所のうち、小中学校などに開設される一般の避難所での生活が困難で、特別の配慮を要する方のために開設する避難所です。

市では、震災時の建物の耐震性やバリアフリーの状況などを勘案し、平成25年3月に、市内の福祉施設を中心に14カ所を指定しました。また、平成28年3月に、市内の7事業者10施設と「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。

しかし、災害の規模によっては福祉避難所が不足することが予測されることから、事業者への周知や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めました。また、福祉避難所の備蓄物資についても充実に努めました。

【評価】 ア「福祉避難所の整備」 B
イ「民間福祉施設との避難協定の締結推進」 B

【評価の根拠となる取組実績】

◇指定福祉避難所担当職員及び施設職員の合同研修会の実施（ア）

有事の際、指定福祉避難所では市職員と施設職員により運営を行うため、各避難所単位で職員間の一体感の醸成、複数の連絡方法の確認及び参集前の初動時の確認等を目的に実施した。令和4年度は避難所運営ゲーム（HUG）を実施し、具体的かつ実践的な避難所運営を疑似体験する図上訓練を実施した。

また、年度内に複数回、情報伝達訓練及びシステム運用訓練等も実施し、発災直後の混乱を回避することを重点とした訓練も実施した。

◇民間福祉施設への説明会の実施（イ）

「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結している施設に対して、福祉避難所の役割から開設時の具体的な手順、物資等の要求方法、平時に行っておくべきこと等の説明会を実施した。

◇福祉避難所訓練の実施（ア）

災害時に感染症対策を講じつつ適切に福祉避難所を運営できるよう、福祉避難所開設・運営訓練を行った。訓練内容は協定事業者による避難者移送訓練、感染症対策を講じた福祉避難所の開設や避難者や物資の受け入れ等について、より実災害に近くなるようブラインド型訓練で実施した。実際に災害時情報システム等を使用し、操作方法や報告項目、手順等の確認を行った。

◇福祉避難所備蓄物資の充実（ア）

福祉避難所用の備蓄品として、新たにカレーライスセット、ライフスープ食、ミキサー粥、カセットガスボンベ、ごみ袋各種、作業用シート、洗濯ピンチ、洗濯ロープ、福祉避難所担当職員用ビブスを配備した。

◇民間福祉施設との避難協定の締結実績（イ）

平成 28 年度	10 施設
令和元年度	6 施設
令和 2 年度	2 施設
令和 4 年度	1 施設
令和 5 年度	1 施設
計	20 施設

◇指定福祉避難所の整備実績（ア）

令和 5 年度中に以下の 9 カ所の施設を新規に整備予定。

青木たたら荘
東スポーツセンター
西スポーツセンター
北スポーツセンター
新郷スポーツセンター
芝スポーツセンター
安行スポーツセンター
鳩ヶ谷スポーツセンター
戸塚スポーツセンター

【今後の課題】

・本市における、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号）及び「その他特に配慮を要する者」として、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等の数が、福祉避難所の収容人数を大幅に上回っており、指定福祉避難所及び民間協定施設のさらなる確保が課題となっている。

・真に福祉避難所に避難する必要がある方の実数把握が課題となっている。

・福祉避難所は現状、災害の規模等を踏まえ開設される二次的な避難所であるが、特定の方については、災害時に福祉避難所へ直接避難ができるとする「直接避難」の検討を危機管理課と共に進めていく必要がある。

取組方針 (4)地域の見守り活動の推進
 個別方針 ②孤立・孤独を防ぐ地域の活動
 実施取組 「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」

【総括】

都市化・高齢化・核家族化など、社会構造の変化に伴い住民相互の関係が希薄となった結果、地域社会から孤立する住民が増える傾向にあります。市はこれまで配食サービス事業や緊急通報装置の貸与事業などを通じ、高齢者の見守りに努めてきました。

一方、近年はそうした高齢者に限らない様々な年齢層について、地域社会や福祉サービスにつながらない状況で、病気或いは生活困窮などが原因で死亡する、いわゆる「孤立死」が社会問題化しています。こうした状況に対応するために、市はライフライン事業者に対し料金滞納などへの柔軟な対応を依頼するとともに、定期的に住家を訪問する新聞配達店等と、配達時等に異変を発見した場合に市へ通報する「見守り協定」の締結を進め、ネットワークの構築に努めました。

【評価】 B

【評価の根拠となる取組実績】

◇見守り協定締結事業者数の増加による更なるネットワークの構築

第2期川口市地域福祉計画期間中に13民間事業者と協定締結をし、高齢者等の異変や病気についての早期発見に努めている。

◇民間法人等協定締結一覧

協定名	協定先	協定日
川口市新聞配達見守り協定 (5者による協定)	埼玉県新聞販売組合南部地区第一実行委員会店主会 埼玉県新聞販売組合南部地区第五実行委員会店主会 川口市 川口警察署 武南警察署	H24. 5. 29
川口市における見守り活動に関する協定	生活協同組合コープみらい	H27. 12. 14
	医療生協さいたま生活協同組合	H28. 10. 13
	生活協同組合パルスシステム	
	埼玉県宅地建物取引業協会川口支部	H29. 7. 11
	埼玉県宅地建物取引業協会南彩支部	
	全日本不動産協会埼玉県本部県中央支部	H31. 3. 19
	埼玉県勤労者生活協同組合	R3. 11. 18
川口市と川口市内郵便局との 包括連携に関する協定	川口郵便局 川口仲町郵便局	H29. 4. 25
川口市における高齢者及び子ども等の 見守り活動に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社イトーヨーカ堂	H29. 11. 16
地域活性化包括連携協定	株式会社イトーヨーカ堂 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク	H30. 8. 8
	イオン株式会社	R3. 5. 25

【今後の課題】

高齢者等の異変や病気について、早期発見がさらに可能となるよう、様々な職種の地域に根差した事業者との見守り協定の締結が必要である。

基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

取組方針	(3)「権利擁護の推進」
個別方針	①権利擁護の推進
実施取組	ア「成年後見制度の啓発」 イ「成年後見制度利用支援事業の充実」

【総括】

判断力が不十分な認知症高齢者などに代わって財産管理や福祉サービスの契約を行う成年後見制度は、令和4年の成年後見申し立て件数が全国で約3万9千件に上り、その必要性は、今後急速に高まると見込まれます。

一方で、弁護士・司法書士等の専門職後見人が不足していることから、一般市民が後見業務を行う「市民後見人」を育成し、その活動に対する支援体制を整備することが行政に対し求められています。市では、市民後見人を確保できる体制を整備するために、市民後見人候補者養成講座などを川口市社会福祉協議会に委託するなど、地域における市民後見人の活動を支援し、成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めました。

また、市民後見人候補者養成講座を修了した方の活動の場を確保することも重要であることから、弁護士会、司法書士会、NPO等とのネットワークづくりを進めながら、人材の育成と有効活用に努めました。

【評価】	ア「成年後見制度の啓発」	B
	イ「成年後見制度利用支援事業の充実」	B

【評価の根拠となる取組実績】

◇支援者向け成年後見制度基礎研修の実施（ア）

成年後見制度の正しい理解を介護支援専門員や相談支援専門員等に周知することを目的として開催した。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
参加者数（人）	73	0	74	57

◇成年後見制度の普及啓発に関する出前講座の実施（ア）

市内各団体等からの依頼に基づき、制度の普及啓発を目的に職員や法人後見支援員による制度説明等を実施した。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実施件数（件）	7	2	7	9
参加者数（人）				150

※令和4年度から参加者数の把握を開始した。

◇成年後見制度市民向け講座の開催（ア）

各専門職団体等に講師を依頼し、市民を対象とした講座を開催した。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実施件数（件）	5	1	6	6
参加者数（人）	132	9	52	70

◇成年後見制度出張相談会の実施（ア）

アウトリーチ活動の一環として、市民の利便性に配慮した出張型の相談会を、神根支所・安行支所・新郷支所の3会場で開催した。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
相談件数（件）				4
参加者数（人）				8

◇法人後見支援員（市民後見人候補者養成研修修了者のうち活動を希望する人）の養成について（ア）

令和4年度時点において、法人後見支援員は33人となり、活動の機会の確保が課題となっていたが、日常生活上の手続きや金銭管理の援助を行う、川口市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の生活支援員としても活動できるようになり、活動の場が広がった。

	H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4
研修修了者数（人）	10	6	4	0	0	13	7

◇市民後見人の養成（家裁認定者数）（ア）

法人後見支援員から市民後見人になるためには、被後見人との信頼関係を築くことが重要であるため、これまでは支援員として6ヶ月の単独活動期間を経た後に、移行することを目安としていた。

しかしながら、コロナ禍では、訪問や施設での面会等の活動が制限され、市民後見人への移行が難しい状況であったことから、法人後見支援員から市民後見人に移行するプロセスについて、川口市成年後見センター運営委員会において見直しを行い、これまでの移行要件にとらわれず、状況に応じて柔軟に移行することとした。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
移行数（人）	3	1	2	2	0	1	3

◇定例会・フォローアップ研修の開催（ア）

法人後見支援員同士の情報交換及び資質向上を目的に、定例会及びフォローアップ研修を開催しました。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実施件数（件）	11	3	3	7
参加者数（人）	160	52	55	162

【今後の課題】

- ・成年後見制度の周知、啓発のために研修や講座を実施しているが、その開催の周知方法を改善する必要がある。
- ・成年後見制度をこれから利用しようとしている人で本人等申立の場合、申立費用の助成がないため、制度の利用をやめてしまう人がいることが課題である。
- ・市民後見人の普及と活用が不十分であるため、普及の手法と活用の中場を検討する必要がある。